

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和8年7月15日

水 曜 日

第5544号

目次

告 示

- | | |
|----------------|---|
| ○都市計画の変更 | 1 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 | 2 |
| ○保安林の指定予定 | |

公 告

- 開発行為の工事完了 3
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出

告 示

富山県告示第349号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示し、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年7月15日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 朝日都市計画道路

(名称) 3・4・6号 停車場東草野線

2 都市計画を変更した土地の区域

別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

朝日町建設課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第350号

土地改良区の定款変更の認可について

滑川南部土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年6月30日認可した。

令和8年7月15日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第351号

土地改良区の定款変更の認可について

朝日町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年7月1日認可した。

令和8年7月15日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第352号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年7月15日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林予定森林の所在場所

富山県南砺市利賀村上畠字川東下 113、113の3、171の2、高草嶺字八束20の3、東中江字午越12、13

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和8年7月15日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
南砺市立野原東1228番 1 及び1228番 3 の各一部	同 左	道 路	南砺市苗島4785番地	第一交易株式 会社

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準

用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年7月15日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

イータウン2 射水市本開発字代官免300番外 計29筆

2 店舗を設置する者 アルビス株式会社、株式会社ヤマダホールディングス

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 代表取締役 大森 実 射水市流通センター水戸田3丁目4番地 ほか

(変更後) アルビス株式会社 代表取締役社長 池田 和男 射水市流通センター水戸田3丁目4番地 ほか

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 ほか

(変更後) 株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野 靖二 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 ほか

4 変更の日 平成30年5月11日 ほか

5 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者及び小売業者変更のため

6 届出の日 令和8年7月2日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和8年7月15日から令和8年11月16日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出する

ことができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
 - (2) (1)の事項の公表の可否
 - (3) 当該店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見及びその理由
-

